

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 30 年 9 月 10 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の違法性、不当性を主張している。

生活扶助費は、月額 80,000 円さえ切り、現在の東京の物価に合わせて生活もできない。

食事は、一日 3 食どころか、1 食もまともにとれない。臨時費用として保管していたお金もすでに使い切ってしまった。故障したガスコンロも買い替えできず、冷暖房はおろか冷蔵庫もガス台もない。もし、掃除機や洗濯機が壊れたり故障したりしても、買い替えることもできない。水が漏れている水道の蛇口も直せない。経済的にも精神的にも、もう生活保護費の引き下げには耐えられない。

今回の引き下げにより、生活が改善する見込みが全くなり、これまで工面してきた部分でさえ、対処できなくなるなど、生活保護からの自立に向かうことの妨げになる。

今回のように、23区の住民の実態をろくに調査することなく、軽々しく保護費の引き下げを続けることで、「健康で文化的な最低限度の生活」を受けているはずの生活保護が侵害されるレベルになることに気付いて欲しい。今後のさらなる引き下げは、精神面にも踏み込むものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年2月12日	諮問
平成31年3月18日	審議（第31回第3部会）
平成31年4月16日	審議（第32回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基

準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

- 2 これを本件について検討すると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が平成30年10月1日より変更されることとなったため、請求人に対し、変更日を同日として、「基準改定による変更」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分における支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について、本件改定後の保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、41～59歳・1人世帯・1級地―1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われており、違算も認められないことから、本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされたものと認められる。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり主張するが、2に述べたとおり、本件処分は、法及び本件改定により改定された保護基準に従って適正になされたものであることから、違法又は不当なものとは認められない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に

行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成